iGAAP in Focus 財務報告

IASB、OECDの第2の柱モデルルールか ら生じる繰延税金の会計処理について一 時的な例外を導入するIAS第12号の修正 を提案する

注:本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。 この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご 参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusは、2023年1月に国際会計基準審 議会(IASB)によって公表された公開草案IASB/ ED/2023/1「国際的な税制改革-第2の柱モデルルー ル」に示されているIAS第12号「法人所得税」の修正案 について解説するものである。

- IASBは、OECD第2の柱モデルルールの実施から 生じる繰延税金の会計処理について一時的な例外 と、影響を受ける企業に対する的を絞った開示要 求を導入する、IAS第12号の修正を提案する。
- ●本例外を適用することにより、企業はOECD第2 の柱モデルルールに関する法人所得税に関連する 繰延税金資産及び負債を認識しない。また、これ らの繰延税金資産及び負債に関する情報も開示し ない。
- 第2の柱モデルルールに関する法制が制定され た、又は実質的に制定されたが、まだ施行されて いない期間において、企業は以下を開示する。
 - -企業が営業を行っている法域で制定又は実質的 に制定された法制に関する情報
 - -企業の当期平均実際負担税率が15%未満である
 - -15%の閾値が適用されないが、企業が第2の柱 モデルルールに関する法人所得税を支払うこと を見込んでいる法域、又は15%の閾値が適用さ れているにもかかわらず第2の柱モデルルール

に関する法人所得税を支払わない法域があるか どうか

- IASBは、本例外を適用すること及び本例外を適 用したことを開示する要求事項について、本修正 の公表後直ちに、IAS第8号「会計方針、会計上 の見積りの変更及び誤謬」に従って、企業が遡及 的に適用することを提案する。残りの開示要求 は、2023年1月1日以後開始する事業年度に要求
- 修正案に対するコメントは、2023年3月10日ま で募集している。

背景

2022年3月OECDは、経済のデジタル化から生じる 税の課題に対処するためのプロジェクトの第2の「柱」 として合意された15%のグローバル・ミニマム課税に ついてテクニカル・ガイダンス^{*1}を公表した。このガ イダンスは、2021年12月に合意し公表されたグローバ ル税源侵食防止(GloBE)ルール*2の適用及び運用に ついて詳しく説明している。これは、収益が7億5,000 万ユーロを超える多国籍企業(MNE)が、事業を行う 各法域で発生する所得に対して少なくとも15%の税金 を支払うことを保証するための調整されたシステムを構 築する。

IASBは、IAS第12号を適用する法人所得税の会計処

- *1 OECDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-releases-detailed-technicalguidance-on-the-pillar-two-model-rules-for-15-percent-global-minimum-tax.htm)
- *2 OECDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-thedigitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm)

理に関するこれらの「第2の柱」モデルルールの、法域 での差し迫った実施の潜在的な影響に関する利害関係者 の懸念に対応することを決定した。

修正案

IASBは、IAS第12号の範囲を修正し、OECDが公表 した第2の柱モデルルールを実施するために制定又は実 質的に制定された税法(同ルールに記載された適格国内 ミニマム・トップ・アップ税を実施する税法を含む)に 適用されることを、明確化することを提案する。

本修正は、IAS第12号の繰延税金の会計処理の要求事 項に一時的な例外を導入し、企業は、第2の柱モデルル ールに関する法人所得税に関連する繰延税金資産及び負 債に関する情報を、認識も開示もしないこととなる。

見解

IASBは、第2の柱モデルルールに関する法人所得税 に関連する繰延税金を会計処理するために、企業が IAS第12号の原則及び要求事項をどのように適用す るかを決定するために、さらなる作業が必要である ことを認識している。IASBはまた、利害関係者と さらに関与し、例えば、IAS第12号の一貫した適用 を支援するために何らかの行動が必要かどうかを検 討する時間を必要とする。

したがって、IASBは、EDの公表時点では、そのよ うな作業にどれくらいの時間を要するかを判断する ことはできないと結論付けた。したがって、IASB は、一時的な例外がいつまで実施されるかを特定し ないことを提案している。

企業は、本例外を適用した旨の開示が要求される。 第2の柱モデルルールに関する法制が制定又は実質的 に制定されたが、まだ施行されていない期間において、 企業は以下を当期について開示する必要がある。

- ・企業が営業を行っている法域で、制定又は実質的に制 定された法制に関する情報
- 当期の平均実際負担税率(すなわち、税金費用又は収 益を会計上の利益で割ったもの)が15%未満である 法域。企業はまた、これらの法域の税金費用又は収益 及び会計上の利益の合計、及び結果としての加重平均 実際負担税率を開示する
- 企業が第2の柱モデルルールに関する法制を遵守する

ための準備において行った評価により、次のいずれか となる法域があることを示しているかどうか:

- -実際負担税率が15%未満であるが、企業が第2の柱 モデルルールに関する法人所得税の支払いの対象と ならない可能性がある
- -実際負担税率が15%を超過しているが、企業が第2 の柱モデルルールに関する法人所得税の支払いの対 象となる可能性がある場合

第2の柱の法制が施行された場合、企業は、第2の柱 モデルルールに関する法人所得税に関連する当期税金費 用又は収益を区分して開示する。

発効日、経過措置及びコメント期間

IASBは、企業が本例外を適用すること及び本例外を 適用したことを開示する要求事項を、本修正の公表後直 ちに、IAS第8号に従って遡及的に適用することを提案 する。

残りの開示要求は、2023年1月1日以後開始する事業 年度に適用される。

見解

第2の柱モデルルールの実質的な制定は、2022年 末の時点でほとんどの国及び法域では行われていな い。*3これは、2022年12月31日時点でIAS第12 号に基づいて計算された税金の残高は影響を受けな いことを意味する。しかし、IAS第10号「後発事象」 は、一般的に開示が要求される修正を要しない後発 事象の例として、「報告期間後に制定又は発表され た税率又は税法の変更で、当期税金及び繰延税金の 資産及び負債に重大な影響を及ぼすもの」を挙げて いることに留意すべきである。

したがって、企業は、OECDのテクニカル・ガイダ ンスとその実施に対する該当する政府のコミットメ ントのレベルが、営業を行っている法域における税 法の変更の発表を構成するかどうかを評価する必要 がある。この場合、本ルールが営業に重大な影響を 与える可能性があると企業が結論付けた場合、当該 事実を、影響の見積り又はそのような見積りを行う ことができない旨とともに財務諸表に開示する。

EDのコメント期間は2023年3月10日に終了する。

以上

^{*3 (}訳者注) 2022年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正大綱」には、第2の柱モデルルールのうち所得合算 ルール (IIR) を2024年4月1日以後開始する事業年度に導入することが含まれている。我が国においては、第2の柱モ デルルールに関する法人税法の改正が、国会において可決、成立した場合に、実質的な制定が行われているかどうかの 検討が必要になると考えられる。